

東大阪市立男女共同参画センター条例施行規則（第 5 条第3項別表第1）

使用施設	先着順専用使用許可申請受付期間
(1)ホール並びに研修室、子ども室及び学習室 (研修室、子ども室及び学習室については、ホールと共に使用する場合に限る。)	使用日の6月前の日の属する月の2日から使用日の30日前(施設管理上準備期間を必要としない場合は、使用日の7日前)まで
(2)ギャラリー	使用日の6月前の日の属する月の2日から使用日まで
(3)研修室及び子ども室(登録団体の場合を除く。)	使用日の3月前の日の属する月の2日から使用日まで
(4)学習室(登録団体の場合を除く。)	使用日の3月前の日の属する月の2日から使用日の前日まで